

北広島町電気自動車用普通充電設備等導入業務 仕様書

1 業務名

北広島町電気自動車用普通充電設備等導入業務

2 目的

北広島町（以下「町」という。）は、令和4年8月に「ゼロカーボンタウン宣言」を行い、実行計画である「北広島町地球温暖化対策実行計画」には電気自動車（以下、「EV」という。）の普及を盛り込んでいる。本業務は、この計画に資する取組の一環として町が行ったEV充電設備等設置希望調査（以下「希望調査」という。）により挙げられる公共施設を始めとした町有施設に対し、電気自動車用普通充電設備及び付帯設備（以下「EV充電設備等」という。）を町内に整備することを目的とする。

3 対象地

町が行った希望調査に基づく町有施設駐車場（町内8箇所）及びEV充電設備等を設置する本業務の実施業者（以下「実施者」という。）が推奨する施設駐車場等

4 業務概要

EV充電設備等の設置に関する業務概要は次のとおりとし、詳細は町との連携協定後の協議により仕様を確定し、契約を締結する。

- (1) 本業務はEV充電設備等設置に向けた現地調査、設置工事及び完了後の維持管理などの整備及び運用に係る費用は、原則として実施者が負担する。
- (2) 町はEV充電設備等の設置に必要な用地について、北広島町財務規則（平成17年規則第47号）第152条の規定に基づき使用を許可する。なお、使用料は協議のうえ決定する。
- (3) 本業務の実施に伴い国の補助事業を活用する場合は、実施者により申請を行い、補助事業の条件に適応した内容とする。
- (4) 本業務の現地調査により得た情報をもとに、EV充電設備等の設置までのスケジュール及び各対象施設における施工計画書を作成し、町へ報告する。
- (5) 町が実施した希望調査結果により挙げた施設及び実施者が推奨する施設を対象にEV充電設備等を設置する。
- (6) 実施者はEV充電設備等の利用料金を明らかにし、利用者から料金を徴収する。また、利用に関する問い合わせ、苦情、故障、修繕といった運用に関する一切の対応を行う。
- (7) 実施者はEV充電設備等の利用により生じる電気料金を負担する。なお、施設の都合上、町または施設管理者がEV充電設備等の利用に必要な電力を供給する場合、実施者は電気料金相当分を支払うなどで対応する。
- (8) 実施者は町との契約期間満了後の更新を行わない場合は、原則として設備の撤去等

の原状回復する。

- (9) その他、必要に応じて、本業務の推進、北広島町の振興及びEV普及に資する企画の検討・実施を行う。

※参考ホームページ

- ・第2次長期総合計画

<https://www.town.kitahiroshima.lg.jp/soshiki/4/1221.html>

- ・北広島町地球温暖化対策実行計画

<https://www.town.kitahiroshima.lg.jp/soshiki/14/19460.html>

- ・脱炭素先行地域（第6回）

<https://www.town.kitahiroshima.lg.jp/site/zerocarbon/49581.html>

- ・一般社団法人北広島町地域エネルギー会社

<https://kitahiro-energy.jp/>

5 成果品及び納品

EV充電設備等の工事完了とサービスの開始、契約期間中におけるEV充電設備等の使用状況データの提供（常時閲覧可能なウェブサイトやアプリ機能も含む）、そのほか、4 業務概要の（9）に関係する取組を以って成果品及び納品とする。

なお、詳細については、本町と調整の上決定する。

6 留意事項

- (1) 実施者は、町と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 実施者は、本業務の実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに町に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (3) 実施者は、業務上発生した障害や事故について、大小に関わらず町に報告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (4) 実施者は、本業務を通じて知り得た情報を機密として扱い、契約目的以外の利用や第三者への提供等を行ってはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (5) 実施者は、本業務における個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律を遵守しなければならない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項や記載事項を変更する必要があるときは、双方が協議して定めるものとする。